

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	伏見土木みどり事務所管内			
路線名又は河川名等				
工事名	河川維持作業（除草）（伏見土木みどり事務所管内）			
工期	契約日の翌日から230日間			
事業課（所）名	伏見土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

作業箇所				箇所	10
除草（肩掛式）	m2	74,000	除草（人力）	m2	6,200
散在塵芥処理	千m2	103	防除	本	92

施 工 理 由

本作業は、標記河川等において、除草及び塵芥処理を行い、流下能力等の確保に努めるとともに、安全で快適な生活環境の整備を図るものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年3月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年3月	
基 準 適 用 年 月	2025年3月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	14:河川維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

[illegible]

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持作業（除草）（伏見土木みどり事務所管内）				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
除草工		式	1				
堤防除草工		式	1				
除草	肩掛式(カッタ径255mm), 飛散防止措置有り	m2	74,000				
除草	人力	m2	6,200				
集草	人力	m2	80,100				
積込・荷卸	ダンプトラック2t積級, 梱包無し	m2	80,100				
運搬(堤防除草) (設計運搬距離 L=3.7km)	ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級), 梱包無し	千m2	80.1				
除草処分		t	21				
清掃工		式	1				
塵芥処理工		式	1				
散在塵芥処理 (設計運搬距離 L=1.0km)	収集・集積・積込み・運搬	千m2	103				
植栽維持工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持作業（除草）（伏見土木みどり事務所管内）					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
樹木・芝生管理工			式	1				
防除 （薬剤含む）		薬剤種類:トリホゾンEW, 施工内容:高木幹周60cm以上120cm未満, 施工規模:50本以上, 時間制約補正:無し, 夜間作業補正:無し, 施工場所別補正:供用区間 標準(歩道及び交通島)	本	92				
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		交通誘導警備員B, 昼間	人日	43				
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				
現場管理費			式	1				
工事原価			式	1				
一般管理費等			式	1				
工事価格			式	1				

設計内訳書 (本01)

[illegible]

特記仕様書（個別工事編）

作業名 河川維持作業（除草）（伏見土木みどり事務所管内）
作業場所 伏見土木みどり事務所管内

1 一般事項

第1条（適用）

本作業の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月）及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

1 本作業は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。

2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。

3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（前払金）

前払金は、請負代金の30%以内とし、中間前払金は対象外とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本作業の施工に当たっては、下記の現場条件等を留意すること。

- 1 除草した刈草は、速やかに運搬車両に積み込み、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設に持ち込み処分すること。現地に存置させることは、風で飛散するなど苦情の原因となるため、原則認めない。作業時期、作業順序は監督職員と協議を行い、監督職員の指示に従うこと。除草の出来形確認については、共通仕様書に基づき行うこととする。除草処分量については、0.267 t/1000m²を見込んでいるが、上記により難しい場合は、協議により設計変更の対象とする。
- 2 散在塵芥処理とは、本作業施工範囲において、ゴミ、空き缶、コンクリート殻、流木等の収集、搬出及び処分を行うものであり、集積物の処分については、監督職員の指示する場所（京都市伏見区三栖四丁目）に搬入することとし、処分費については計上しない。設計運搬距離は1.0kmとする。なお、監督職員の指示により、塵芥の処分地等に変更が生じる場合はその指示に従うこと。
- 3 防除において使用する薬剤はトレボン EW(2000 倍に希釈し、高木 1 本あたり 46 リットル散布)と同等品以上を標準とするが、施工前に使用する薬剤、希釈倍数、高木 1 本あたりの散布量などについて、監督職員と協議を行い、指示に従うこと。また、薬剤散布について、沿道の建物等に飛散しないよう注意するとともに、薬剤が通行人にかからないよう十分注意し、薬剤の散布方法及び周辺住民への周知の方法等について、施工前に監督職員と協議し、指示に従うこと。薬剤散布後は、その効果の確認及び落下した害虫の処理を行った後、作業完了を監督職員に報告すること。

第2条（施工時間）

施工は昼間とし、標準的な作業時間帯は、8時～17時とする。ただし、所轄警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、休日（土曜日・日曜日・祝日）の作業については、原則行わないものとする。ただし、やむをえず作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

なお、施工時間帯等は平日と同様とすることとし、事前に地元住民・関係機関へ周知を徹底すること。

第3条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
作業起終点他	1名	交通誘導警備員 B 1名	昼 間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第2条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録簿等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書（3-1-1-4）」の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認

工種-種別等	細 別	確 認 時 期
堤防除草工	除草	各回の除草完了後

第3条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。
ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本作業の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

<一般廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生木材 (刈草)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路八反田29	設計運搬距離 L=3.7km

5 その他事項

第1条（検査工事書類の提出）

完成検査の受験に向けた出来形図書については、工期末の一ヶ月前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

第2条（情報共有システムの利用）

- 1 本作業は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本作業は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本作業は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、

受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した作業の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第4条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第5条（施工管理）

- 1 本作業の引渡し完了までの間、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制をとること。
- 2 本作業の施工に先立ち、現場調査、測量を行い、施工実施面積を算出すること。
- 3 週間工程表等の作業の進捗に係る資料を作成し、前週木曜日の午後5時までに監督職員に提出すること。その様式については、受注者により定め、監督職員の承諾を得るものとする。
また、関係機関（所轄の消防署、まち美化事務所等）に週間工程表の提出が求められた場合には、監督職員に提出した週間工程表の写しを受注者において、関係機関に提出すること。
- 4 作業施工範囲付近にある民家・会社・営業店舗・施設・通行車両・自転車・歩行者等については、作業施工時間及び日時について連絡を密にして、営業等に支障が起こらないように十分に配慮して作業を行うこと。また、建設機械等使用時において、騒音・振動には十分注意して施工すること。
- 5 施工上でのトラブルが生じた場合には、受注者の責任において処理し、監督職員に報告すること。
また、地域住民及び営業車両等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うこと。
- 6 通行規制の方法や時間等について、地域の交通状況及び周辺の商業施設に支障をきたさないように関係者と工事調整を十分に図ること。また、保安施設等を十分完備し、必要に応じて交通誘導員の配置方法等を監督職員と十分協議して、通行者並びに付近住民等に危害や迷惑を及ぼすことのないように、万全の処置を講じなければならない。

- 7 通行規制の解除を行う際は、道路利用者の混乱や交通事故が発生しないよう、通行の支障になる資機材及び工事看板の撤去等の後片付けを行うこととし、交通開放時は段差をすりつける等、安全に十分注意すること。
- 8 作業に従事する全ての作業関係者に工事の方法・通行規制・安全管理等の教育を行い、監督職員及び受注者の意思を疎通させること。
- 9 受注者は、施工に際して作業現場内またはその隣接敷地若しくは付近道路において、工作物または人畜に与えた損害や、民有又は官有の施設を破損した場合は、受注者の費用負担で原状に復旧しなければならない。また、資材・機器材、土砂などの搬入、搬出その他により道路を汚損した場合は、受注者の責任において監督職員の指示に従い補修・清掃を行うこと。
- 10 本作業作業中及び作業終了後は作業現場に関する点検を行い、異常がある場合にはただちに監督職員に連絡するとともに速やかに応急措置を行うこと。また、雨天、積雪時についても異常がないか巡回・点検を行い安全確保に努めること。
- 11 受注者は、土木工事施工管理基準及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。
- 12 受注者は、過積載防止についての具体的内容を施工計画書に記載するものとする。また、過積載防止の具体的な取組内容が分かる記録を監督職員に提出すること。
- 13 作業中における設計図書との相違または関係機関と協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ設計図書に関して監督職員と協議すること。
- 14 受注者は、作業施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、作業完了時まで提出することができる。
なお、様式については監督職員の指示によるものとする。
- 15 仕様書および本特記仕様書に反して作業を施工した場合、改善またはやりなおしを命ずるが、そのときは、速やかにその指示にしたがうこと。
- 16 除草作業及び清掃作業を2回実施する工区がある。薬剤散布は1回目を7月まで、2回目を9月までに完了させること。また、除草作業時期として1回目を8月まで、2回目を10月までに作業を完了させること。詳しい作業指示については別途指示するものとする。
- 17 養斉川のNo.3～No.5付近は民地が隣接しているため、除草範囲については監督職員の指示に従うこと。
- 18 本工事使用の建設機械は日々回送を行い、原則、施工区域内及び周辺に存置してはならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 19 ゴミ収集作業及びし尿汲み取り作業に協力し、付近住民に迷惑をかけないこと。
- 20 その他については、監督職員の指示に従うこと。



箇所図

